

## プロジェクト事業化開発支援事業審査委員会設置要綱

### (設置目的)

第1条 地域産業創出推進事業費補助金交付要領第15条に定める審査を行うため、プロジェクト事業化開発支援事業審査委員会を設置する。

### (所掌事項)

第2条 審査委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プロジェクトの審査、選定及び採択
- (2) その他知事が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員6人以内をもって組織する。

- 2 委員は、企業経営、開発・事業化支援、産学官連携等分野における経験を有する者を基準に知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠により選出された委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、アドバイザーとして有識者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- 5 委員長は、第2条の審査等の結果を知事へ報告する。
- 6 委員会は、この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項を別に定める。

### (守秘義務)

第6条 委員及びアドバイザーは、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (委員の報酬等)

第7条 報酬及び旅費は、北海道特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年条例第64号）に準じて支給する。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、北海道経済部商工局産業振興課において処理する。

### 附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。